資料２－５

論点整理については、本日の御意見を反映し、事務局にて整理を行ったうえで、次回答申案の審議時に資料として再度配付いたします。

答申案審議に向けた論点整理

〔福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価準備書〕

赤：委員意見　青：市長意見　緑：複数者からの意見　黒：事務局意見

図書：準備書の関連ページ

１　事業特性、地域特性

（１）事業特性

2-1, 2-45

ア　本事業は、市原市内で発生する一般廃棄物の処理を行っている福増クリーンセンター（以下「現施設」という。）の老朽化に伴う建替え事業として、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）に新たに廃棄物焼却等施設（以下「本施設」という。）を設置し、本施設の供用開始後に現施設の解体工事を行う計画である。

2-1, 2-5, 2-7～2-9

イ　本施設の廃棄物処理方式はストーカ式とし、１日当たりの処理能力は最大で３４４トンを予定している。また、本施設では、現施設と同様に市原市で発生する一般廃棄物を対象に処理を行うほか、勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町（以下「夷隅郡市２市２町」という。）を含めた広域処理を行う計画である。

（２）地域特性

2-3, 3-36 3-90, 3-91, 3-106, 7-483

事業区域は、山倉ダム南東の小起伏丘陵地に位置しており、西側約９００メートルには、まとまった住宅地が存在している。また、事業区域と隣接する市原市文化の森は、運動やレクリエーション等に利用され、人と自然との触れ合いの活動の場となっている。

2　全般事項

図書に該当ページなし

（1）事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避又は低減に努めること。

図書に該当ページなし

（2）現施設の解体に当たっては、アスベストやダイオキシン類、重金属等による大気質、水質、土壌等への影響が生じないよう、事前に適切な対策を検討したうえで実施すること。

3　環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

（1）大気質

7-32

ア　建設機械の稼働による二酸化窒素の予測結果について、二酸化窒素への変換に統計モデルを用いたとして「建設機械による寄与分」の予測値に「バックグラウンド濃度」を加えて年平均値を算出しているが、その算出手順は出典としている窒素酸化物総量規制マニュアルの手順と異なっている。ついては、当該算出手順の妥当性を明らかにすること。

7-90,
7-91,
7-94,
7-96,
7-97,
7-112

イ　施設の稼働に伴うばい煙の長期平均濃度予測におけるバックグラウンド濃度について、事業区域及びその周辺の合計５か所で現地調査を行い、それら調査結果の四季平均値の最大値を用いたとされているが、準備書に記載されたバックグラウンド濃度には、事業区域における調査結果が考慮されていないものと見受けられる。ついては、このことを考慮しないこととした経緯及びその妥当性について示すとともに、必要に応じ、適切なバックグラウンド濃度を設定した上で、予測及び評価を行うこと。

7-97,
7-112
7-123

ウ　施設の稼働に伴うばい煙の長期平均濃度の予測に用いたバックグラウンド濃度について、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類では現地調査結果のうち年間の「期間平均値」が用いられている一方で、水銀では、年間の「日平均値の最高値」が用いられている。水銀のみ異なる値を用いた考え方を示すとともに、水銀の予測結果の妥当性を検証し、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

6-2
7-116,
7-117,
7-119,
7-120,
7-121

エ　施設の稼働に伴うばい煙の短期高濃度予測の煙源条件について、大気安定度不安定時、上層気温逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時の全ての事象において、大気安定度不安定時（一般的な気象条件）において最も影響が大きくなる高質ごみの焼却時の条件を採用しており、本事業の方法書に対する千葉県知事意見において指摘した、事象ごとに高濃度となる煙源条件の検討が行われていない。ついては、事象ごとに高濃度となる煙源条件を検討するとともに、検討結果を評価書に記載した上で、適切に予測及び評価を行うこと。

2-39,
7-130~,
7-133

オ　施設の稼働に伴うばい煙について、住居が事業区域から１キロメートル以内に複数存在する中で、長期平均濃度予測、短期高濃度予測ともに事業区域から１キロメートル以内に最大着地濃度が出現すると予測されている。また、塩化水素については、短期高濃度予測の接地逆転層崩壊時における予測結果が目標環境濃度と同程度の値となっている。以上のことに十分留意し、自主基準値を遵守するための運転管理の方法を明らかにした上で、適切な管理を徹底すること。

7-131

カ　施設の稼働に伴うばい煙の短期高濃度予測におけるダウンウォッシュ時の寄与濃度予測結果について、大気安定度Ｃ及びＤのケースを計算した上で、大気安定度Ｄのケースが最大になると予測しているが、一般的には安定度が不安定寄りであり、かつ、煙突のより近傍に最大着地濃度地点が発生する大気安定度Ｃのケースが最大となると考えられる。ついては、予測が適切に行われているか確認した上、大気安定度Ｄのケースが最大になる要因について詳細に説明すること。

7-131

キ　施設の稼働に伴うばい煙の短期高濃度予測におけるダウンウォッシュ時の有効煙突高さについて、「影響が最も大きくなる排出源高さとして計算を実施した」とされているが、予測で設定した有効煙突高さ及びその設定根拠を示すこと。

（２）大気質、騒音及び振動

7-68,
7-77,
7-78
7-188,
7-193,
7-228,
7-232

ア　工事用車両の走行について、方法書において「本施設の建設工事及び現施設の解体工事の工事期間それぞれについて、工事用車両台数が最も多くなる時期を予測する」旨や、「現施設の解体工事は、本施設の供用後となるため、供用に伴う影響との複合予測を行う」旨の記載がある。しかし、準備書においてはひとつの時期の予測結果のみの記載であり、複合予測結果についても記載がない。ついては、方法書に記載した予測を行わなかった理由を詳細に示すとともに、必要に応じて予測及び評価すること。（市原市、事務局）

7-72,
7-78,
7-191,
7-193,
7-230,
7-232

イ　工事用車両の走行による影響について、走行台数を時間帯ごとに均等に配分して予測を行っているが、例えば「車両を一定時間に集中させない」といった運行に係る計画が示されていないため、車両が集中する時間帯が生じる可能性があり、結果として予測が過小になっているおそれがある。ついては、運行計画を踏まえた適切な予測を行うとともに、その結果に応じて工事車両の集中に対する環境保全措置を実施すること。

（３）大気質、騒音、振動及び悪臭

図書に該当ページなし

住居の位置について、事業区域との位置関係が分かるよう、各項目の調査地点、予測地点、予測結果を示した地図に追記すること。

（４）水文環境

7-163,
7-167

地下水位に係る観測結果が十分に示されておらず、予測結果の妥当性の判断が困難であることから、帯水層ごとの水位及び地下水流動方向、各観測井のストレーナ位置、地質層序表及びボーリング柱状図を示すとともに、帯水層及び予定掘削範囲の位置関係を示した地質断面図を評価書に記載すること。（委員、市原市、事務局）

（５）悪臭

2-37

ア　悪臭の自主基準値について、臭気指数と臭気濃度のものを両方用いることとされているが、敷地境界と排出口において臭気濃度で設定されているものを臭気指数に換算することで、臭気指数に統一して運用することを検討すること。

2-40, 7-259

イ　施設の稼働に伴う悪臭の予測について、休炉時に脱臭装置を使用すること等により規制基準を満足するとあるが、脱臭装置の処理能力等が示されていない。ついては、脱臭装置の構造、処理方法及び処理能力を明らかにすること。

（６）植物

7-296, 7-306~ 7-314, 7-326

工事の実施に伴い生育地が消失する重要な種のうち、ナツノハナワラビ及びウスゲチョウジタデについては、個体移植等による環境保全措置を講じる計画とされているが、遺伝的多様性や種の存続の観点から、できる限り多くの個体を残す必要があるため、その他の重要な種についても適切な環境保全措置の実施を検討すること。（委員、市原市）

（７）植物及び生態系

7-327, 7-460

環境保全措置のうち法面緑化について、「周辺との植生との調和を図る」としているが、緑化に用いる植物の選定に当たっては、周辺の在来種や貴重な落葉広葉樹林と調和できるものとするよう十分留意すること。（委員、市原市）

（８）景観

7-466, 7-475

市原市文化の森からの眺望景観について、「現況と比較して建屋及び煙突が大きく見えることから、眺望景観の変化がある」と予測されており、施設による圧迫感はあるものと考えられる。ついては、市原市文化の森における圧迫感を低減させるため、施設配置の変更を含む環境保全措置を可能な限り検討すること。
（委員、市原市）

（９）人と自然との触れ合いの活動の場

7-490, 7-491

「工事用車両の走行」及び「廃棄物運搬車両の走行」の影響については、別々に予測されており、その複合的な影響については予測されていない。ついては、複合的な影響についても、その影響が最大となる時期を検討し、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

（１０）廃棄物

7-495~ 7-497

ア　建設工事及び解体工事の実施に伴い発生する廃棄物について、分別を徹底し、可能な限り発生量の抑制及び再資源化に努め、最終処分量のより一層の削減を図ること。

7-495~7-497 イ　解体工事に当たっては、有害性が高く、環境負荷の高いバグフィルター等の廃棄物が発生する場合には、処理方法を明らかにした上で、適正に処理すること。

7-498 ウ　施設の稼働に伴い発生する廃棄物について、全量を最終処分としているが、主灰や飛灰の再資源化により有効利用を図ることで、最終処分量の低減に努めること。

４　その他

図書に該当ページなし （１）事業の実施に当たっては、地域住民の理解が促進されるように、積極的な情報提供と丁寧な説明を行うとともに、分かりやすい図書の作成に努めること。（市原市）

9-2 （２）環境影響評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。